

## 議案第10号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とし、第7項を第3項とする。

第4条を削る。

第5条中「乳幼児等に係る医療費」を「医療費」に改め、同条ただし書を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」を削り、同条第2項中「満12歳」を「満15歳」に改め、「までの者」の次に「その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるもの」を加え、「基準日から」を「9月1日（以下「基準日」という。）から」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「乳幼児等（その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。）に係る医療費」を「医療費」に改め、同条第3項を削り、同条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「乳幼児等に係る対象者」を「対象者」に、「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「乳幼児等に係る対象者」を「対象者」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

通院医療費の助成対象となる年齢を引き上げること、医療費の助成対象となる保護者の所得の制限を廃止すること等のため、この条例を制定するものである。